サウナ及びスパ営業施設における
衛生確保に関する自主管理基準

2019年（令和元年）９月

別添1：公衆浴場における水質基準等に関する指針

公益社団法人
日本サウナ・スパ協会

サウナ及びスパ営業施設における衛生確保に関する自主管理基準

Ⅰ．総則

第１　目的

この基準は、サウナ及びスパ営業施設の特別の性格に鑑み、公益社団法人日本サウナ・スパ協会会員であるサウナ・スパ営業者が、サウナ及びスパ営業施設の固有な特性に係る事項に関して、「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成15年2月14日建発第0214004号）、（以下「要領」という。）に加えて、その営業施設について順守すべき基準を自主的に定め、もってサウナ及びスパ営業施設に関する衛生の向上及び確保を図り、合わせて善良な風俗を保持することを目的とする。

第２　適用の範囲及び用語の定義

この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

１、「サウナ及びスパ営業施設」とは、公衆浴場であって、温湯等を利用した保養又休養のための施設で、同時に多数人を入浴させることができる設備をいう。

２、「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

３、「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

４、「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

５、「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

６、「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

７、「飲料水」とは、水道法（昭和32年法律 第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。

８、「貯湯槽」とは、原湯等を貯留する槽（タンク）をいう。

９、「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する 装置をいう。

10、「集毛器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

11、「調節箱」とは、洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう。

12、「循環配管」とは、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

13、「循環式浴槽」とは、温泉水や水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。

第３　特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、湯水を再利用するための貯湯層及びそれらの設備をつなぐ配管等により、複雑な循環系を

構成することが多くなっている。また、かけ流し式浴槽施設においても、施設の大型化や多様化に伴い、温泉資源や湯量の確保を目的とした貯湯槽が設置されていたり、複数の浴槽への配水のために配管が複雑になっていたりしている。加えて、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）や打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽しませる設備が付帯されるようになってきた。これまでのレジオネラ症の発生事例を踏まえると、これらの設備は衛生管理を十分行うことができるよう、構造設備上の措置が必要である。

浴槽水の微生物汚染は、入浴者の体表、土ぼこり等に存在する微生物が持ち込まれることにより発生する。さらに、それらの微生物は、常に供給される入浴者からの有機質により増殖し、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に生物膜を形成する。しかも、その生物膜により、外界からの不利な条件（塩素剤等の殺菌剤）から保護されているため、浴槽水を消毒するだけではレジオネラ属菌等の微生物汚染を除去できない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたならば直ちにそれを除去しなければならない。ろ過器に次いで、配管は生物膜の形成場所となりやすいため、設計施工時に配管を最短にする、図面等により配管の状況を正確に把握し、既存の不要な配管を除去する等の対応が必要である。

気泡発生装置等を設置した浴槽や打たせ湯、シャワー等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすい。連日使用している浴槽水を気泡発生装置等を設置した浴槽で使用しない、打たせ湯等には再利用された浴槽水を使用しない等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らさなければならない。

新規営業開始時や休止後の再開時は、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、十分に消毒した後に営業開始、再開するよう注意すること。

Ⅱ．施設設備

１、施設全般

（１）施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。

（２）ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること。

（３）施設内の採光、照明及び換気が十分行うことができる構造設備であること。

２、シューズボックス

はきものを安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

３、ロッカールーム

（１）男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。

（２）ロッカールームの床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。）は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積であることが望ましいこと。

（X）
毎時最大浴場利用人員×1.1㎡×0.75（＝X×0.83）
（注）毎時最大浴場利用人員‥‥おおむね平均人員の２倍
1.1㎡･･･入浴者１人当たりの衣服の着脱等に要する面積
0.75･･･着脱衣、休憩等に要する時間と、ロッカー、通路、洗面化粧等に要する面積を勘案した係数

上記の面積に満たない面積であっても、最低次により算出される面積でなければならないこと。

（X）
毎時最大浴場利用人員×1.1㎡×0.5（＝X×0.55）
（注）毎時最大浴場利用人員と1.1㎡は上記と同じ
0.5･･･着脱衣、休憩等に要する時間と、ロッカー、通路、洗面化粧等に要する面積を勘案した係数

（３）床面は、耐水性の材料を用いること。
（４）入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること。
ロッカー室を設ける場合は、ロッカー間の通路幅を1.2m以上とすること。
なお、ロッカー数は、次により算出される数以上であることが望ましい。

毎時最大浴場利用人員×50／60
（注）50･･･浴場利用時間（分）

（５）開放できる窓又は換気設備等を有すること。
（６）洗面設備を設けること。
なお、化粧コーナーを設ける場合には、不浸透性かつ耐熱性の材料を用いて作られ、かつ、流水受槽式の構造であって、十分な大きさを有すること。また、１給水栓当たり、幅員60㎝、奥行50㎝程度の大きさであることが望ましいこと。
（７）洗濯機、乾燥機、自動販売機等を設置する場合は、ロッカー室の機能に支障を来さない場所とすること。
（８）洗濯機を設置する場合には、専用の排水口を設けること。なお、ドライクリーニング用洗濯機を備えないこと。
また、乾燥機を設置する場合には、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造であること。

４、浴室
（１）男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。
（２）浴室の床面、周壁（床面から1m以上）及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
（３）浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配（おおむね100分の1.5以

上）を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
また、すべりにくい材質又は構造とすることが望ましいこと。

（４）浴室の天井は、適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないようにすること。また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。

（５）洗い場の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

（X）
毎時最大浴場利用人員×1.1㎡×0.75（＝X×0.83）
（注）毎時最大浴場利用人員‥‥おおむね平均人員の2倍
1.1㎡･･･入浴者１人当たりの洗い場使用面積
0.75･･･洗い場使用時間と、通路等に要する面積を勘案した系数

上記の面積に満たない面積であっても、最低次により算出される面積でなければならないこと。

（X）
毎時最大浴場利用人員×1.1㎡×0.5（＝X×0.55）
（注）毎時最大浴場利用人員と、1.1㎡は上記に同じ
0.5･･･洗い場使用時間と、通路等に要する面積を勘案した係数

（６）洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水（湯）栓、洗い桶及び腰掛を備えること。なお、給水（湯）栓は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される数（組）以上であることが望ましいこと。

毎時最大浴場利用人員×20／60
（注）20･･･洗い場使用時間（分）

（７）給水（湯）栓は、他の組の中心点との距離がおおむね70㎝以上であること。なお、90㎝程度の間隔が望ましいこと。

（８）洗い場の排水溝は、危害を防止し、かつ、排水等に支障のない構造であること。

（９）浴槽内面積の合計は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積であることが望ましいこと。

（X）
毎時最大浴場利用人員×0.7㎡×0.3（＝X×0.21）
（注）毎時最大浴場利用人員‥‥おおむね平均人員の2倍
0.7㎡･･･入浴者１人当たりの浴槽使用面積
0.3･･･入浴使用時間と、浴槽内の踏段、注水（湯）口等に要する面積を勘案した係数

上記の面積に満たない面積であっても、最低次により算出される面積でなければならないこと。

（X）
毎時最大浴場利用人員×0.7㎡×0.2（＝X×0.14）
（注）毎時最大浴場利用人員と0.7㎡は上記と同じ
0.2･･･洗い場使用時間と、浴槽内の踏段、注水(湯)口等に要する面積を勘案した係数

(10) 浴槽は、洗い水等の流入を防止するために上縁が洗い場の床面よりおおむね5㎝以上（15㎝以上が望ましいこと。）の適当な高さを有すること。
また、必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児等に配慮したものであることが望ましいこと。
(11) 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に直接接触しない構造であること。
ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあっては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。
(12) ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を講ずること。
１）ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
２）浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部　から浴槽に落とし込む構造とすること。
３)循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること。
４）浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
(13) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
(14) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。また、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。
(15) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
(16) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋蔵を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。
(17) 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に温度計を備えること。
(18) 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
(19) 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。
(20) 使用済みのカミソリ等を廃棄するための容器を備えること。
(21) シャワー設備を設ける場合は、適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度

を調節できるものであること。

また、立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴槽及び入浴者にかからないよう、十分な距離を設け、又はカーテン等を備えること。

(22) 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

5、サウナ室

（1）サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。

サウナ室の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積であることが望ましいこと。

（X）
毎時最大浴場利用人員×0.7㎡×0.4（＝X×0.28）
（注）毎時最大浴場利用人員･･･おおむね平均人員の2倍
0.7㎡･･･入浴者１人当たりのサウナ室使用面積
0.4･･･サウナ室使用時間とサウナ室内のサウナストーブ等に要する面積を勘案した係数

上記の面積に満たない面積であっても、サウナ室の床面積は5㎡以上とすること。

（2）サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾配（おおむね100分の1.5以上）を設け、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

また、室内には、清掃の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。

（3）サウナ室の蒸気又は熱気等の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。

また、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。

（4）サウナ室は換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。

（5）サウナ室には、サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置し、必要に応じて湿度計を設置すること。

（6）サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

また、入浴者の安全のため、室内には非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。

（7）サウナ室で使用する着座用タオルは、衛生面の見地からできるだけ客毎に交換することが望ましいこと。

6、露天風呂を設ける場合

（1）４浴室（１）（２）及び（10）～（17）に準じた構造とすること。

（2）屋外に設けられる浴槽の浴槽内面積及び浴槽に付帯する通路等の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、十分な面積であること。

（３）屋外には洗い場を設けないこと。
（４）浴槽に付帯する通路等にはロッカールーム、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。

７、電気浴器を設ける場合
電気浴器用電源装置は、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)に基づき、製造・輸入されたものであること。

８、飲料水供給設備
浴室、ロッカールームの入浴者の利用しやすい場所に１ヶ所以上の飲料水を供給する設備を設けること。

９、給水、給湯設備
（１)原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質は、本通知の別添１「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成12年12 月15日生衛発第 1,811号厚生省生活衛生局長通知）に適合していることを確認したものであること。
（２）貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃ 以上に保ち、かつ、最大使用時においても 55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。
（３)放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

10、便所
（１）男女それぞれのロッカールーム等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ便所を設けること。また、老齢者、小児等に配慮した便器を設けることが望ましいこと。
（２）窓又は換気設備等を有すること。
（３）流水式手洗い設備が備えられていること。

11、排水設備
（１）浴場の汚水を屋外の下水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること。
（２）排水溝、排水管及びこれに付属する排水ますは、コンクリート等の不浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出を防ぐために必要な設備とすること。
（３）排水溝及び排水ますは、衛生害虫等が発生せず、かつ、ねずみが侵入しにくい構造であること。

12、付帯設備
入浴者が利用する娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合は入浴施設と明確に区分すること。

13、休憩室
必要に応じ、休憩のための場所を設けること。

Ⅲ　衛生管理

１、施設全般の管理
（１）施設整備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。
なお、消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤を用いること。

場所	清掃及び消毒
ロッカールーム内の人が直接接触するところ（床、壁、ロッカー、体重計等）	毎日清掃 1か月に1回以上消毒
浴室内、サウナ室内の人が直接接触するところ （床、壁、洗い桶、腰掛、シャワー用カーテン等）	毎日清掃 1か月に1回以上消毒
浴槽	毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難い場合にあっても、1週間に1回以上完全換水して浴槽を清掃
ろ過器及び循環配管	1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について、適切な消毒方法で生物膜を除去,消毒（注）※1※2 図面等により,配管の状況を正確に把握し,不要な配管を除去すること
水位計配管	少なくとも週に 1 回、適切な消毒方で生物膜を除去
シャワー	少なくとも週に 1 回、内部の水が置き換わるように通水 シャワーヘッドとホースは月に 1 回以上点検し,内部の汚れとスケールを 1 年に 1 回以上洗浄、消毒
集毛器	毎日清掃、消毒
貯湯槽	60℃以上を保ち,最大使用時にも55℃以上とし、これにより難い場合は消毒装置を設置し、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒（注）※3 設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと

調節箱	生物膜の状況を監視し,必要に応じて清掃予備消毒(注)※3
気泡発生装置	適宜清掃、消毒
浴室内の排水口	適宜清掃、汚水を適切に排水
空気調和装置（フィルター等）、換気扇	適宜清掃
飲用水を供給する受水槽、高置水槽	1年に1回以上清掃（注）※4
その他の給水、給湯設備	必要に応じて清掃、消毒
便所	毎日清掃し、防臭に努める 1か月に1回以上消毒
排水設備（排水溝、排水管、汚水ます、温水器（排湯熱交換器）等）	適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保ち、1か月に1回以上消毒
その他の施設（娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等）	毎日清掃 6か月に1回以上消毒
施設の周囲	毎日清掃

（注）※1　消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年９月11日健衛第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）等を参考にすること。

※2　上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。

※3　作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。

※4　貯水槽の清掃は、「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」（昭和57年11月16日厚生省告示第194号）の第2に準じて行うこととし、専門の業者に行わせることが望ましいこと。

（２）施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、次表により点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

場所	点検回数
ロッカールーム、浴室、便所、排水設備、	1か月に1回以上
その他の設備	6か月に1回以上

２、換気、温度

ロッカールーム及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。

なお、空気中の炭酸ガス濃度は1500ppm以下、一酸化炭素濃度は10ppm以下であること。

３、採光、照明

施設内の各場所は、十分な照度があり、おおむね次の範囲の照度であることが望

ましいこと。

場所	照度（ルクス）	測定地点
浴室	150～300	床面
ロッカールーム、便所	150～300	床面
受付	300～700	作業面
シューズボックス	300～700	床面
廊下	75～150	床面

４、ロッカールームの管理

（１）床面は、常に適度な乾燥が保たれていること。

（２）足ふきマット及びベビー用シーツは、消毒等を行ったものと適宜取り替え、衛生的に保つこと。

なお、消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤を用いること。

（３）ロッカールームの給水栓には、飲用適又は飲用不適の旨をその付近の見やすい場所に表示すること。

（４）洗濯機及び乾燥機については、利用者の見やすい場所に使用方法、禁止事項等を表示し、1か月に1回以上保守点検し、事故防止に留意すること。

（５）ロッカールーム等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起すること。

５、浴室の管理

（１）浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水（湯）栓等が常に使用できるよう毎日保守点検すること。

（２）浴槽水の温度は、適温に保つこと。

（３）水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう水質を管理すること。

（４）浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

（５）浴槽水の消毒にあたっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大１mg/Lを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のｐＨが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置をおこなうのであれば、この限りではない。

（注）※1　温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十

分な調査をおこなうこと。

※2　塩素系薬剤が使用できない場合は、低ｐＨの泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しない浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を防止すること。

※3　高ｐＨの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒する場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること（例えば0.5～１㎎/Lなど）で十分な消毒に配慮すること。あるいは、結合塩素であるモノクロラミン消毒によること。アンモニア性窒素を含む場合や高pHの温泉浴槽水の消毒には、濃度管理が容易で、十分な消毒効果が期待できるモノクロラミン消毒がより適していること。

※4　オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を行うこと。
　また、オゾン殺菌等塩素消毒以外の消毒方法を用いる場合には、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検証しておくこと。

※5　オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害であるため、活性炭による廃オゾンの処理を行うなど、浴槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。

※6　紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水温との照度比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガラス面の清浄をを保つよう管理すること。

（６）循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。

（７）消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

（注）※1　薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。

※2　注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。

※3　注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。

（８）オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

（９）浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(10) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
(11) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
(12) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」等を参考にして、適切に管理すること。

6、サウナ室の管理
（1）毎日清掃・洗浄し、1か月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
（2）換気を十分に行うこと。
（3）見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。
（4）1か月に1回以上保守点検するとともに、室内の温度及び湿度について定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。
人に接触するものは、入浴者1人ごとに洗濯したものを用いること。

7、飲料水供給設備の管理
（1）飲用水を供給する設備については、飲用適の旨をその付近の見やすい場所に表示すること。
（2）水道法の適用を受けない飲用水及び水道事業のように供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽（以下、「小規模受水槽」）から供給を受ける飲用水について、次の表による水質検査を「水質基準にに関する省令（平成15年厚生労働省令第101号)」の基準に従い行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、基準を超える汚染が判明した場合は、保健所に通報し、その指示に従うこと。また、これら飲用水の消毒は、遊離残留塩素が0.1mg/L以上になるよう管理すること。
ただし、「温泉法」（昭和23年法律第125号）第12条に基づき、都道府県知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。

（水道法の適用を受けない飲用水）

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素TOC）の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン、1,1,1,－トリクロロエタン等に代表される有機溶剤、その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項	1年に1回以上

（注）飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。

（小規模受水槽）

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上

（注）飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。

８、給水、給湯設備の管理

（１）貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つようにすること。

ただし、これにより難い場合は、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。

（２）給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

９、その他の設備の管理

（１）露天風呂を設ける場合

１）浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1か月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

２）浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、十分に照度があること。

３）露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないよう注意すること。

４）その他、５浴室の管理（２）～（12）に準じて適切に管理すること。

（２）電気浴器を設ける場合

１）1か月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

２）見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。

10、入浴者に対する制限

（１）おおむね７歳以上の男女を混浴させないこと。

（２）入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、下痢症状のある者及び泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者を入浴させないこと。

（３）浴槽に入る前に石ケン等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すよう入浴者に衛生上の注意を喚起すること。

（４）浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすること等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこと。

11、従業者の衛生管理

（１）衣服は、常に清潔に保つこと。
（２）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
（３）従業者は、１年に１回以上健康診断を受けることが望ましいこと。

12、その他
（１）脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起する他、入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を掲示すること。
（２）入浴施設内において、物品販売等を行う場合には、相互汚染のないよう衛生的に保つこと。
（３）入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。
（４）入浴者にタオルを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの（「クリーニング所における衛生管理要領について」（昭和57年3月31日環指第48号厚生省環境衛生局長通知）第４消毒に規定される消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法に従って処理されたもの。）とすること。
（５）入浴者に、くし、ヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの（材質等に応じ、逆性石ケン液、紫外線消毒器等を使用して処理されたもの。）とすること。
（６）入浴者にカミソリを貸与する場合は、新しいもののみとすること。
（７）使用済みのカミソリを放置させないこと。
（８）入浴者に洗面道具を保管する箱を貸与するときは、不衛生にならないよう注意させるとともに、定期的に当該箱内を清掃及び消毒すること。
（９）善良な風俗の保持に努めなければならないこと。

Ⅳ　自主管理体制

１、営業者は、本自主管理基準に基づき、自主管理手引及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底すること。

２、営業者は、自主管理を効果的に行うため、自らが責任者となり又は従業者であって、公益社団法人日本サウナ･スパ協会が養成し、登録する「サウナ･スパ管理士」のうちから責任者を定めること。

３、責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。

４、施設利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
（１）浴槽、循環ろ過装置等施設の現状を保持すること。
（２）浴槽の使用を中止すること。
（３）独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。

注）浴槽内等に消毒剤が投入されると生きたレジオネラ属菌の検出は困難となるが、遺伝子を検出することは可能である。

サウナ及びスパ営業施設における衛生確保に関する
自主管理基準への「岩盤浴」の追加について

1．岩盤浴
「岩盤浴」とは、室温 40 ℃、湿度 80 %程度に設定された岩盤（浴）室に敷かれた御影石（加温装置を有する）等の上に横になり、岩盤から生じる遠赤外線等の温熱効果を得る、またはこれに類する入浴形態の総称とする。

2．公衆浴場法の適用
岩盤浴は、温湯、蒸気等を用いる入浴とはその形態が異なる。しかしながら、不特定多数のものが同一の場所を利用して横たわる等した上で、温熱による全身発汗をおこなうものであり、これに係る施設には一定の衛生水準を確保する必要があることから公衆浴場法の対象施設とされ、「その他の公衆浴場」となる。

3．施　設
施設全般、シューズボックス、ロッカールーム、便所、排水設備等については自主管理基準に準拠すること。

4．岩盤浴施設の構造及びその他の措置
（1）洗い場、シャワー室又は浴槽を設けること。
（2）岩盤等浴室内は毎日清掃し常に衛生的に維持管理するとともに1月に1回以上消毒すること。
（3）公衆衛生上の理由から、利用者が使用する浴衣類は営業者が清潔なものを提供し、使用させること。

5．施設運営上、従業者の衛生管理、その他について自主管理基準に準拠すること。

平成 16 年9月追加

以上

【サウナ営業施設自主管理点検表】

施設一般	1．施設の周囲は毎日清掃し清潔に保っているか。 2．排水設備（溝、管、汚水ます、温水器等）は適宜清掃し（1ヶ月1回以上の消毒を含む）良好な流通が保たれているか。 3．ねずみ、衛生害虫等の発生、生息について定期的に点検し、適切な防除措置を講じているか。 4．施設内の各室の照明は十分か。（浴室、ロッカールーム、便所 150～300ルクス、受付、シューズボックス300 ～700ルクス、廊下 75～150ルクスが望ましい。 5．施設内各室の換気は十分か。（炭酸ガス濃度は1,500ppm以下、一酸化炭素濃度は10ppm以下。） 6．給水、給湯設備は1年1回以上保守点検しているか。 7．便所は毎日清掃し、1ヶ月に1回以上消毒し、防臭に努めているか。
ロッカー室	8．ロッカー室内で人が直接接触する床、ロッカーボックス、体重計等は毎日清掃し、1ヶ月に1回以上消毒しているか。 9．空気調和装置（フィルター等）、換気扇、扇風機は汚れていないか。 10．足拭き、マット及びベビー用シーツは消毒等を行ったものと適宜取り替え衛生的に保っているか。 11．ロッカー室の給水栓には飲料適又は飲料不適の旨をその付近の見やすい場所に表示してあるか。
浴室	12．浴室内で人が直接接触する床、浴槽、洗い桶、腰掛け等は毎日清掃し、1ヶ月に1回以上消毒しているか。 13．浴室の床面、周壁及び浴槽等の耐水性材質の破損はないか。 14．浴室の給水栓、給湯栓は毎日保守点検し使用上支障がないか。 15．浴槽水は、清浄（消毒を行い）で常に満杯状態を保っているか。 16．温度計は破損していないか。 17．浴槽水は、自主管理基準による換水を行っているか。 18．上がり用湯及び上がり用水は清浄で十分な量を供給しているか。 19．使用済みのカミソリ、ゴミ等を浴室内に放置していないか。
サウナ室	20．毎日清掃、洗浄し1ヶ月1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検をしているか。 21．1ヶ月に1回以上保守点検し、室内の温度及び湿度について定期的に測定しその記録を3年以上保存しているか。 22．見やすい場所に入浴上の注意事項が掲示してあるか。 23．室内には非常用ブザー等を低い位置で入浴者の見やすい場所に設け、定期的に通電点検しているか。 24．ドアはサウナ室から押して開けることができるものとし、開閉の点検をしているか。
水質	25．飲用水を供給する受水槽、高置水槽は１年に1回以上清掃しているか。 26．飲用水の水質検査を給水栓（水道に直結している給水栓を除く）において実施し、その記録を保存しているか。 27．原水、上がり用湯及び浴槽水は、自主管理基準による水質検査を行い、その記録を3年以上保存しているか。
その他	28．入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を見やすい場所に掲示してあるか。 29．従業者は定期的に健康診断を受けているか。 30．感染症にかかっている者又は疑いのある者が業務に従事していないか。 31．定められた保健所等への届出はきちんと行っているか。

サウナ施設管理日誌

※参考

年　月　日（　　）　天候（　　）

1．施設・設備の清掃

責任者	

項目	脱衣室	洗面所	化粧室	便所	娯楽室	マッサージ室	サウナ室1	サウナ室2	サウナ室3	温浴槽1	温浴槽2	温浴槽3	冷浴槽	洗い場	腰掛け	洗い桶	洗い場排水口	フィルター等空気調和装置	換気扇等	施設周囲等
確認																				

2．施設・設備の点検

項目	給水栓	給湯栓	シャワー	ろ過器1	ろ過器2	ろ過器3	ろ過器4	滅菌装置1	滅菌装置2	滅菌装置3	サウナ設備1	サウナ設備2	サウナ設備3	浴槽加温設備	浴槽冷却設備	消防用設備1	消防用設備2	通報ブザー	火災報知器	ガス設備	危険物類
確認																					

3．サウナ室の管理及び利用状況

時刻	サウナ室1		サウナ室2		サウナ室3	
	温度　℃	在室者数	温度　℃	在室者数	温度　℃	在室者数
AM　9:00	℃	人	℃	人	℃	人
PM　1:00	℃	人	℃	人	℃	人
5:00	℃	人	℃	人	℃	人
9:00	℃	人	℃	人	℃	人
AM　1:00	℃	人	℃	人	℃	人
5:00	℃	人	℃	人	℃	人

4．浴槽の管理状況

時刻	浴槽水温（℃）／残留塩素（mg/L）							
	温浴槽1		温浴槽2		温浴槽3		冷浴槽	
AM　9:00	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L
PM　1:00	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L
5:00	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L
9:00	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L
AM　1:00	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L
5:00	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L	℃	mg/L

サウナ及びスパ施設 自主管理点検表（設備・機器関係）

※参考

年　月　日（　　）　天候（　　）

責任者	

空気調和装置					
名　称	運転 ○×	電流値 A	ﾌｨﾙﾀｰ 洗浄 ○×	送風機 異常 有・無	ドレン等 異常 有・無

ボイラー類					
名　称	運転 ○×	蒸気圧 kg/㎠	温水 温度 ℃	油　圧 kg/㎠	稼働状況 異常等 記入欄

ファン・ポンプ等					
名　称	運転 ○×	電流値 A	異常音 振動 有・無	水漏れ 有　無	ベルト 継手類 良・不良

ランドリー機器					
名　称	運転 ○×	電流値 A	温度℃ 蒸気圧 kg/㎠	フィル ター 清掃	ベルト等 の異常 及び交換

加温・冷却装置					
名　称	運転 ○×	設定 温度 ℃	設　定 圧　力 kg/㎠	自動装 置異常 有・無	運転異常 状況記入

冷蔵庫等					
名　称	運転 ○×	庫内 温度 ℃	設定 温度 ℃	フィル ター 清掃	運転異常 等記入欄

※別添1

公衆浴場における水質基準等に関する指針

第１　この指針は、公衆浴場において使用する水につき、水質の基準及び水質の検査方法を定めることを目的とする。

第２　この指針において使用するよう語は、次の各号で定めるとおりとする。

１　「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される湯水をいう。

２　「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

３　「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

４　「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

５　「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

第３　原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準及びその検査方法は、次の各号に規定するとおりとする。

ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、１のアないしエの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

１　水質基準

ア　色度は、５度以下であること。

イ　濁度は、２度以下であること。

ウ　水素イオン濃度は、ｐＨ値5.8～8.6であること。

エ　過マンガン酸カリウム消費量は、10mg／L 以下であること。

オ　大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿〈かん〉菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は50mL中に検出されないこと。

カ　レジオネラ属菌は、検出されないこと（10cfu/100mL未満）。

２　検査方法

ア　色度、濁度、水素イオン濃度、過マンガン酸カリウム消費量及び大腸菌群の検査方法は、それぞれ「水質基準に関する省令」（平成４年厚生省令69号）で定める検査方法によること。

イ　レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。また、その具体的手順は、「新版レジオネラ症防止指針」の〈付録〉１環境水のレジオネラ属菌検査方法」を参照すること。

ウ　１年に１回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から３年間保管すること。

第４　浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。

ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、１のア及びイの基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

１　水質基準

ア　濁度は、５度以下であること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、25mg／L 以下であること。

ウ　大腸菌群は、１個／mL以下であること。

エ　レジオネラ属菌は、検出されないこと（10cfu/100mL未満）。

２　検査方法

ア　濁度、過マンガン酸カリウム消費量及びレジオネラ属菌の検査方法については、第３の検査方法によること。

イ　大腸菌群の検査方法

「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年厚生省令・建設省令第１号）別表第１（第６条）の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。

ウ　ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、１年に１回以上、連日使用している浴槽水は、１年に２回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、１年に４回以上。）、水質検査を行い、その結果は検査の日から３年間保管すること。

サウナ及びスパ営業施設における衛生確保に関する自主管理基準

1993年（平成 6年）7月策定
2001年（平成13年）1月改訂
2003年（平成15年）2月改訂
2019年（令和元年）9月改訂

公益社団法人 日本サウナ･スパ協会
〒102-0074　東京都千代田区九段南4-8-30 アルス市ヶ谷907
TEL 03-5275-1541　FAX 03-5275-1543
E-mail　jimukyoku@sauna.or.jp